

要綱第 77 号 第 10 条第 1 項 2 号「第 7 条の規程により、同一の日に公表された対象工事についての入札参加申請が 5 件を超える場合」同文は、契約検査課と水道総務課のそれぞれにおいて総計が 5 件を超える場合と解する。

また、同一の日に公表された対象工事案件分において、配達指定日以降に本市で審査をする際、入札参加申請が当該業者で 5 件を超える場合は、開札時間の早い工事案件から優先して 5 件分と解する。